令和６年度

情報化施工技術（小規模土工）ガイドライン検討業務

特別仕様書

関東農政局土地改良技術事務所

第１章　総　則

（適用範囲）
第１－１条

本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「測量業務共通仕様書」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（目　的）
第１－２条

本業務は、情報化施工技術活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課制定）について、小規模土工編の作成を検討するものである。

（業務概要）
第１－３条

１．準備作業（既存ガイドライン等の把握・作業計画の作成）
２．ガイドライン（素案）の作成
３．現場実証試験（TS等光波方式、モバイル端末）
４．ガイドライン（案）の作成

（管理技術者）
第１－４条

管理技術者については、共通仕様書第１－６条第３項によるものとし、次のいずれかの資格を有する者、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒１８年、短大・高専卒２３年、高校卒２８年以上相当の能力と経験を有する者）とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－施工計画、施工設備及び積算
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	施工計画、施工設備及び積算
博士	農学・工学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
	施工計画、施工設備及び積算	－
農業土木技術管理士	－	－

（担当技術者）
第１－５条

担当技術者は、共通仕様書第１－８条によるものとする。

（技術者情報の登録）
第１－６条

共通仕様書第１－１１条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第１－１２条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

１．受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
２．農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報

の登録は、業務設計の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）
第１－７条

受注者は、共通仕様書第１－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第２章　作業条件
（作業条件）
第２－１条

ガイドライン作成にあたっては、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（令和５年３月版　国土交通省）小規模土工編を参考とする、
現場実証試験において対象とする３次元計測技術は、TS 等光波方式（単点計測技術）、モバイル端末（多点計測技術）を用いた計測とする。

（参考図書）
第２－２条

本業務で使用する参考図書は、共通仕様書第２－１条によるほか、次表によるものとする。

名称	発行所	制定（改正）年月
土木工事施工管理基準	農村振興局	令和６年３月
農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）	一般社団法人農業農村整備情報総合センター	令和６年度版
農林水産省 土地改良工事積算基準（機械経費）	一般社団法人農業農村整備情報総合センター	令和６年度版
国土交通省のＩＣＴ活用に関する技術基準類（各種）	国土交通省	最新版
測量作業規程	農村振興局設計課	令和６年３月

（貸与資料）
第２－３条

貸与資料は、次のとおりである

名称	発行所	制定（改正）年月
情報化施工技術の活用ガイドライン	農村振興局整備部設計課	令和６年４月

また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（参考図書の取扱い）
第２－４条

第２－２条に示す参考図書の取扱いは、次のとおりとする。
１．参考図書の記載事項に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
２．参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。

	３．貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
第３章　作業内容 （作業項目及び数量） 第３－１条	本業務における作業項目及び数量は、別紙１「作業項目内訳表」に示すとおりである。
（現地作業内容） 第３－２条	現地実証試験の現地については、関東農政局管内の現場を想定しているが、詳細については監督職員と協議により決定する。 使用する技術のうち、モバイル端末を用いた計測については、「OPTiM Geo Scan（株式会社オプティム）」もしくは「快測Scan（株式会社建設システム（KENTEM））」を想定しているが、監督職員と協議により決定するものとする。
（作業の留意点） 第３－３条	業務の実施に当たって特に留意する点は、次のとおりとする。 １．現地実証試験の現地については、監督職員と協議の上、決定するものとし、現地までの旅費交通費については変更契約の対象とする。 ２．現地実証試験に当たり必要となる機器等については、受注者で用意すること。 ３．第２－２条及び共通仕様書に示す参考図書や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 ４．積算方法の検討に当たっては、「工事工種の体系化」の工種や用語に準拠するものとする。 「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照
（業務写真における黒板情報の電子化） 第３－４条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の１から４によりこれを実施するものとする。 １．使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryp trec.go.jp/ list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 ２．機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

	(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 ３．黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、１の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 ４．写真の納品 受注者は、３に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 ５．費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第４章　打合せ （打合せ） 第４－１条	共通仕様書第１－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初　回 作業着手の段階 第２回 中間打合せ（ガイドライン素案の着手段階） 第３回 中間打合せ（現場実証試験の着手段階） 第４回 中間打合せ（ガイドライン改定案のとりまとめ段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。
第５章　成果物 （成果物） 第５－１条	成果物を共通仕様書第１章第１－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 １．成果物の電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）　正副２部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体により別途１部

	を提出するものとする。 ２．成果物の出力　１部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
（成果物の提出先） 第５－２条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒332－0026 埼玉県川口市南町２－５－３ 関東農政局土地改良技術事務所
第６章　業務管理 （情報共有システムの業務） 第６－１条	１．本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 ２．情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省ウェブページ参照）によるものとする。 ３．受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第７章　契約変更 （契約変更） 第７－１条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 １．第２章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 ２．第３章に示す「業務内容及び数量」等に変更が生じた場合。 ３．第４章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 ４．第５章に示す「成果物」に変更が生じた場合。 ５．履行期間の変更が生じた場合。 ６．その他
第８章　定めなき事項 （定めなき事項） 第８－１条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙１　作業項目内訳表

作業項目	内容	数量
１　準備作業	貸与する情報化施工技術の活用ガイドライン（案）（以降ガイドラインという）のほか、情報化施工技術に関する既存技術類（農林水産省、国土交通省）等について把握し、作業計画書を作成する。	１式
２　ガイドライン（小規模土工編）作成検討		
２－１　ガイドライン（素案）作成	既存資料を踏まえて、ガイドラインの素案を作成する。	１式
２－２　現場実証試験	２－１で作成した素案を踏まえ、以下の技術を現場で実証試験を行う。 ・TS 等光波方式 ・モバイル端末を用いた計測	１現場
２－３　ガイドライン（案）作成	２－２の現場実証試験を踏まえて、ガイドライン（小規模土工編）のとりまとめを行う。	１式
３　点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	１式